

家族法制部会第17回会議・議事速報

2022年7月5日、法制審議会・家族法制部会の第17回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、前回に引き続き、これまでの会議で委員・幹事から示された様々な意見を整理した中間試案のたたき台（部会資料16-1・17-1）とその補足説明（部会資料16-2・17-2）に基づき、中間試案の取りまとめに向けた調査審議が行われた。

まず、父母の離婚後の子の監護に関する事項を家庭裁判所が定める場合の考慮要素について、考慮要素を明確化する考え方のほか、どのような場合に面会交流を実施することが子の利益に資するのかなどについての具体的な基準や判断枠組みを明確化する考え方についても、中間試案に盛り込み国民の意見を募集すべきであるとの意見が出された。なお、面会交流の実施と子の利益との関係については、別居親との早期の面会が子の最善の利益に資するとの意見が出された一方で、面会が子の最善の利益に反する場合もあるため慎重な検討が必要であるとの意見なども出された。

次に、養育費や婚姻費用、財産分与の額を決める際の収入や財産に関する情報の開示義務に関する規律について、養育費や婚姻費用の場面と財産分与の場面では検討すべき事項が異なるため、分けて整理した上で、国民の意見を募集すべきとの意見が出されたほか、養育費や婚姻費用、財産分与について協議する際に開示を求める規律については、実体法上の規律の効果を含め更に検討する必要があるとの意見などが出された。

また、現行の家事事件手続法について、父母の一方が多数回にわたって子の監護に関する家事事件の申立てをした場合に、相手方がその都度、裁判手続に対応しなければならないのは負担であるとして、濫用的な申立てを防止する仕組みが必要であるとの意見が出された。さらに、子の監護に関する家事事件において、同居親や子への暴力が疑われる場合には、同居親や子の安全を最優先に考慮する観点から適切に対応をするための規律を設ける必要性についても、中間試案に盛り込むべきであるとの意見なども出された。

養子制度については、未成年者を養子とする養子縁組において、家庭裁判所の許可を必要とする考え方を前提に、許可の範囲について具体的に検討すべきとの意見などが出されたほか、仮に、離婚後も父母双方が親権を有する場合の規律を設けるのであれば、養子制度に関連する規律と関連付けて検討すべきであるとの意見が出された。

財産分与制度については、家庭裁判所における財産分与の判断の考慮要素について、同居親や子の居住の確保、稼働能力、補償的要素を明示すべきであるとの意見が出された一方で、部会資料で提示されている規律の内容を維持すべきであるとの意見も出された。

次回の会議では、引き続き、中間試案の取りまとめに向けた議論を行う予定である。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。